

2017年(平成29年) 3月20日号
NO.2771 (毎週月曜日発行)

株式会社 週刊住宅新聞社
本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル
TEL 03(5363)5810 FAX 03(5363)5815 郵便振替口座 00120-5-83424
発行人 長尾 浩章 昭和35年5月10日 第三種郵便物認可

<http://www.shukan-jutaku.com/>

週刊住宅

人が「いなくなった」場合、遺言がない場合や、あつたとしても相続人全員が同意した場合は、遺産分割協議書を作成することになる。

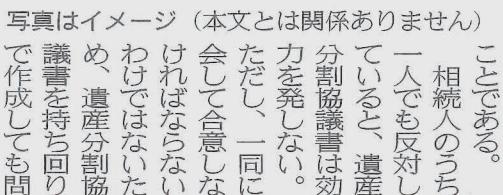
遺言の形式は厳格に定められているため、遺産分割協議書も要件が厳格なのではないか……と思ひきや、実はそうでもなかつたりするのだ。

遺言と違つて、遺産分割

言がない場合や、あつたとしても相続人全員が同意した場合は、遺産分割協議書を作成することになる。

遺産分割協議書は効力がない場合、相続人間での合意なしではならないわけではないため、遺産分割協議書を持ち回りで作成しても問題ない。

(本文とは関係ありません)



GFネッヅ流 大家実践塾

232

遺産分割協議

一部の協議書作成も有効

ローンなど銀行調整も必要

つまり、ローンについて不動産について遺産分割協議を行つにあたっては、あつたじめ銀行と調整を行つ必要がある。

金額一文無しの弟が相続、相続人のうち一人でも反対していると、遺産分割協議書は効力がない。ただし、一同に会して合意しなければならないわけではないため、遺産分割協議書を持ち回りで作成しても問題ない。

鎌倉鑑定 小林雅裕

題はないのである。
「一日は、債務について
財産全部の分割方法を決
めなければ分割できないわ
けでもない。取り急ぎ売却
しなければならない不動産
についてだけ先に遺産分割
協議書を作成するのもよ

い。それよりも、書面にす
るよりは不可欠ではない
のである。
とはいえ、遺産分割協議
後に気が変わってしまう場
合があるため、「実印+印
鑑證明」を用いて書面にし
ある話である。

たとえば、10000万円
の不動産と1億円のローン
を残して父が亡くなつた場
合にどうなるのか。
「不動産は兄、ローンは
が合意しなければならない

本社 神奈川県鎌倉市大
町1-20-30
大船デスク 神奈川県鎌倉
市大船2-19-35

電話0467-22-77
FAX045-33
0-157-73 携帯080
0-4106-1167
MAIL kohayashi@lkka
えてみれば納得できぬ問題
nrei.com